

「消費税とはどういう税金か、その実態」湖東先生による改訂版（2020年12月）

「99%のための経済政策フォーラム」第2回学習会（2019/1/24）参議院議員会館
湖東京至（ことうきょうじ）講師（元静岡大学教授、税理士）の講演。（約2時間）

<https://bit.ly/38JCNxc> → （この短縮 URL から第2回学習会のホームページへ。）

元静岡大学教授、不公平な税制をただす会代表委員で、現場を知り尽くした税理士の湖東京至先生よりお願いいたします。（拍手）

こんにちは。ご紹介いただきました湖東と申します。「99%のための経済政策フォーラム」第2回学習会の講演をやらせていただくということで、大変光栄でございます。

今日、みなさんにお話しをする消費税、この消費税という税金を、みなさんは、「大型間接税で、庶民いじめ、逆進性の強い税金だ」というふうに思っておられますね。

私は、**消費税というのは、そんな単純な税金ではない！**ということをお話することになります。

大型間接税という分類。私は昔、消費税は大型間接税だといいました。

竹下消費税、その前の中曽根売上税、大平一般消費税と続いた、この税金を大型間接税に分類していました。そのころ、勉強が足りなくて……。

この税金は、実は、大型間接税ではないのです！ では何なのか？

今日はまず、消費税は**大型直接税！**だということをお話をします。まったく違う角度からお話しますので、ビックリして、これはおかしいと思われる方もいるとおもいますが、たくさん質問をさせていただいて、議論をして、この税金のどこが悪いのか、本質的なところを勉強していきたいと考えております。

それでは、はじめに「**消費税はなぜ悪税か**」ということをお話ししたいと思います。

今日のテーマは「消費税とはどういう税金か、その実態」ということですが、結論的に言つて、**消費税は、きわめてわるい悪税である！**ということです。**なぜ悪税か**ということをお話しを解きほぐして行って、消費税の本質的な性格に迫ろうと思います。

❶ 悪税の第一は「**軽減税率適用物品の値上げを止められない消費税**」だということです。みなさん、2019年の10月からの消費税の税率引き上げで、一般のもの、標準税率は10%、そして、軽減税率が8%ということで、二つの税率、複数税率になったことはご存知ですね。ところで今度の税率引き上げでは、「軽減税率をつくるから、低所得者の方には迷惑をかけ

ない、少なくとも軽減税率のものは、値上がりしないから大丈夫だ！」こういうことを盛んに言った人がいます。**軽減税率歓迎論！**というのがありましたが、**とんでもない！**

これは間違いです！ 軽減税率というのは、

このようなものではございません！ 事実上、ないのと同じなのです！ なぜなのか？

例えば、今回8%に据え置かれた軽減税率の対象は、飲食料品と定期購読新聞です。すでに、2019年10月前に飲食料品や定期購読新聞、これは値上がりしております。**この値上がりは、いったい何なのでしょう？** 例えば、日本経済新聞は軽減税率対象のものですが、すでに、2017年11月から、当時4509円だったものが4900円に値上がりしています。読売新聞は今年（2019年）1月から今まで4037円だったものが4400円に9%弱値上がりしているのです。

こんなことが、許されるのでしょうか！

なぜ、こんなことが許されるのか。**なぜ、**こんなことをやっているのかといえば、軽減税率対象ですから、2019年10月1日からはさすがに上げられませんネ。だから、前もって上げておこうと。そして、それは、いついくら上げても企業の自由だということでもあります。

読売は上げましたが、朝日はどうするのでしょうか。悩んでいるようです。朝日は、それだけでなくとも定期購読者が激減しております。このまま読売の真似をしたら。今まで朝日は、読売の次の月に値上げをしていたのです。毎日はどうでしょう。産経は？東京新聞は？みんな、悩んでいましたが、結局値上げしませんでした。

飲食料品の値上げは早くから始まりました！

サトウのご飯、マルちゃんのパックご飯、おかめ納豆、ミツカン納豆、ポンジュース、ネスカフェ、雪印、森永、明治ブルガリアヨーグルト、日本製粉、昭和産業、日清フーズ、山崎パンなどなど。これらは、すべて軽減税率対象商品ですが、すでに2019年1月以前に値上げを完了しております。

また、シマヤのうどん、日清のラーメン、これらは2019年1月からですかネ。それから3月から、グリコ、ロッテなど、コカ・コーラも上げました。4月からは塩が上がりました。塩は6%から25%も上げました。これらも全部、軽減税率対象のものですよ。軽減税率対象のものをこれだけ先取りで値上げをしているのです。

軽減税率はどうなったのですか？ 無いのとおなじことなのです！

消費税の悪いところは、値段を消費税法によって決めることができないことです。消費税法は値段に関与できない。値段を上げるのは企業の自由という、そういう仕組みだからであります。これが、**消費税の特徴**なのです。ですから、2019年10月1日からも、実際多くのものの値段は上がりました。

軽減税率について面白い話を紹介しましょう。ドイツのマクドナルドの例です。

ドイツの軽減税率は7%。標準税率は19%ですから、12%も差があるのです。日本のように8%と10%の2%の差じゃない。12%も差がある。お持ち帰りは7%。店内で食べれば19%となっております。それが、ドイツのマクドナルドではいずれも同じ値段なのです。お持ち帰りも店売りも同じ値段で売っているのです。

こんなことが許されるのでしょうか。許されるのが**消費税—ヨーロッパでやっている付加価値税—**の特徴です。内税ですからこうなるのです。日本のマクドナルドも店で食べてもお持ち帰りでも同じ値段です。吉野家や松屋の牛丼はどうなるかといえば、やはり、お持ち帰りと店売りは同じ値段です。

軽減税率は存在しない！ということ。

消費者の皆さんは、これだけは是非忘れないでいただきたいと思います。

軽減税率は低所得者対策にはならない！ということなのです。

このことは、後でも紹介しますが、ヨーロッパでも気がつきだしました。しかし相変わらず、軽減税率は、少しは庶民のためになる、低所得者のためになるという評論家の方や論者の方がいます。これは間違いだということ指摘しておきます。消費税は価格にきちんと値段が反映するという税金ではないということを、もう一度確認しておきたいと思います。

その証拠をもうひとつお示しいたしましょう。

政府はとんでもないことを考え出しました。以前、5%から8%に上げたとき、あるいは、3%から5%に上げたときもそうですが、景気が急に悪くなった、その原因はその月から一斉に値上げをしたために景気が悪くなった。一斉に値上げをしなければよい。2019年10月1日から10%に消費税を上げる際に、10月1日から上げないようにしてもらいたいと、こう言っているのですネ。政府の骨太の方針にマジメに書いてある。

つまり、「10月1日以前に知らないうちに上げてくれ!」と言ったわけです。

そうすれば、消費税率引き上げによって景気は下がらないと、こういうことを平気で言っておる。これが政府の景気対策なのです。こんなことでいいのでしょうか?

私は許せない!

標準税率のものもそうなんです。ですから、もし業者の方がおられたら、10月1日から消費税が上がると言われていたけど、10月1日から上げるのではなくて、もっと前から上げてよいというのです。いったい税率引き上げと価格の関係はどうなるのでしょうか。

これが、政府の方針でした!

知らないうちに上げれば、景気は悪くならないそうです。こんなごまかしで済むのでしょうか。また、安倍内閣は、増税による景気の落ち込みを防ぐとして、住民税が非課税の世帯などには、プレミアム商品券 25%を配る。クレジットカードやキャッシュレスで買い物をすると5%のポイント還元をする。コンビニは2%還元することにしました。要するに、クレジットで買ったひとには割引するというのです。とんでもないことです。

取って返すのならはじめから取らないほうがいいと、私は思います。

こういうものは、実質的には**選挙の買収**と同じだと、私は考えております。やってはいけないことです。もしやるのなら、カナダでやっておりますが、低所得者階層に毎年毎年、一定の金額を配る。この方法ならまだいいのではないのでしょうか。

② 次に悪税の第二、「**滞納第一位の消費税**」ということをお話します。

消費税が景気を悪くするのはどうしてか?

というもう一つの理由についてお話します。消費税という税金は、滞納がものすごく多いのです。今回も公共料金をはじめいろんなものの値段が上がりました。物価が上がると、消費者やサラリーマンは財布のひもをしっかりと閉めるようになる。給料が上がらない限り、収入が増えない限り、消費者は買え控えをします。それはつまり、お店の売り上げが伸びない、中小企業は利益が大幅に減るということになるのです。でも税率が上がった分事業者が納める消費税の納税額は増えます。それが、さらにまた滞納を招くのです。

表1をごらん下さい。滞納は消費税が常に第一位であります。

表1 税目別国税新規発生滞納税額

平成25年度～令和1年度
(滞納税額は国税分のみ)

(単位：億円)

年度 税目	平成25年度 2013年	平成26年度 2014年	平成27年度 2015年	平成28年度 2016年	平成29年度 2017年	平成30年度 2018年	令和1年度 2019年
消費税	2,814	3,293	4,396	3,758	3,632	3,520	3,202
発生件数	51万件	52万件	57万件	54万件	53万件	52万件	40万件
源泉所得税	472	412	382	347	340	324	309
申告所得税	1,145	1,128	1,170	1,156	1,176	1,256	939
法人税	691	673	634	610	653	697	764
相続税	305	362	269	316	313	308	275
その他の税	49	42	20	30	38	35	35
合計	5,477	5,913	6,871	6,220	6,154	6,142	5,527
消費税の占める割合	51.3%	55.6%	64.0%	60.4%	59.0%	57.3%	57.9%

※『令和元年度、国税庁統計年報書』をもとに湖東作成、この表の金額は消費税の国税分 6.3%のもので、地方消費税分 1.7%は含まれていない。

これは、国税庁が発表しているものですが、5%から8%に上がったとき、2015年をごらん下さい。国の税金の新規の滞納税額の総額は6,871億円ですが、その64%を消費税が占めているのです。

消費税は滞納第一位であります！これが、ずっと続いているのです！

滞納第一位と言っても、消費者の皆さんが滞納しているわけではないのです。消費税を納税しているのは事業者であります。事業者の方が消費税を納められない。納められない事業者がたくさんいるということでもあります。件数を見てもみますと、結構な件数であります。

(表1の)消費税欄の下に、(滞納の)新規発生件数、2012年度、58万件、2013年度が51万件、2015年度が57万件。2016年度は54万件となっています。消費税を納税する事業者の内、**2割弱が！**滞納しているという計算になります。

つまり、消費税は国の税金の中で最も滞納が多く、最も事業者の方が納税に苦慮しているという税金だということになります。

なぜか？ 一言でいえば、それは、消費税という税金が法人税や所得税と違って、利益に応じて納める税金ではなくて、赤字でも納税額が出るからです。

赤字でも納税額が出る！というところが、消費税の非常に悪いところであります！

赤字なのに税額が出るということになれば、大体が納められないということになります。そして、納められない事業者が、事業閉鎖や転廃業を迫られる。やがて、倒産に追い込まれることになれば景気が良くなるわけがないと私は思います。

さて、国税中滞納第一位ですから、これをそのままほっといたら大変なことになります。そこで、国税庁・税務署は、滞納を整理するというので、他の税金はともかく、消費税だけ払ってくれというふうに言っています。他の税金はいいからと、他の税金はあまり滞納がないのですが、消費税が一番ですから。仮に消費税の税率が10%に上がると、さらに滞納が増えるでしょう。そうすると国税庁・税務署は消費税そのものが、自滅するのではないかと**危機感に煽られます**。

そこで、こういうものをつくりました。(一枚の大きなポスターを広げる) 滞納一掃のポスターであります。これ年代物ですが、最初にこれをつくったのは東京国税局、東京の税務署ですね。「**滞納しない正しい納税**」とあって、ここになんて書いてあるかというと、

「私らさあ、給料から源泉で所得税引かれて、ちゃんと消費税も払っているのに、それを預かる人のなかに、きちんと税務署に納めない人がいるなんて、ぜったい許せないじゃん。」

このポスターは電車の車内つり広告にも出ました。すぐ回収されました。大きな間違いがあったのです。どこが間違っていたか、わかりますか。

「私らさあ、給料から源泉で所得税引かれて」これは合っています。「ちゃんと消費税も払っているのに」消費税を払っているというふうに認識があったとしても、これはちょっと法律的には間違いではないかなあと。さらに「それを預かる人のなかに」預かる人というのは事業者です。

事業者は預からなければならないという法律的義務はないのです！

このことを一番よく知っているのは、国税庁・税務署なのです。だから、ここが間違っていたので、これはすぐ止めました。

そして、反省の上で次のポスターを作りました。(聴衆の中に笑いが起こる)

今度は、こんどは間違いない！お亡くなりになった「いかりや長介」さんを使いまして、

「オレが払った消費税、あれって、いわば預り金なんだぜ。」預り金じゃない！「いわば」なんです。「だから、ちゃんと納めてほしいな。オレの税金、社会に生かしてほしいからさ。」と、やった。「オレらが払った、消費税 マナーだよ 全員納税」と。滞納しない、正しい納税。東京国税局・税務署。

このポスター。当時、若いひとには全然分からなかった。なんだ、この「マナーだよ 全員納税」？ 8時ダヨ全員集合！というのが、昔はやった。(笑い) だけど、若いひとには分からなかった。どうも評判が悪い。「いわば預り金」にしたけど、預り金じゃないってこと。ゲロを吐いちゃったってことになりますネ。

で、それではいかんということで、今度は3代目。消費者を出すから間違えちゃうので、業者を登場させようと。市場のおにいさんを登場させた。

「えっ、消費税をどうするかって、もちろん、責任を持って納めるよ。
だってみんなの大事な税金ですからね。」

ここ(ポスターの下部)に、「消費税は、預り金的性格(笑い)を有する税です。」いわば預り金じゃなく、「預り金的性格」にしたんですね、このポスター。業者を登場させてうまくいったかなあと思ったら、これは誰だ、これは誰だということだけに話になったのですね。(笑い) どうも渥美清さんのような感じだけどそうでもなさそうだということで、これは誰だと。みんなこっち(説明文のところ)を見ない。(笑い) これもダメ！ということになりました、3代目もダメ。そこで、4代目！(大笑い)。

ついに、宮地真緒さんという人、当時、朝ドラに出たひとを登場させて、

「とめないで！私の払った消費税」

一と、やった。また、消費者を登場させたのですね。ここ(ポスターの下部)に、

「消費税は預り金的性格の税です。期限内にきちんと納めてくださいね。」

一と、こうやったわけですね。これが国会で問題になりまして、「とめる」というのは、誰が止めるのだ？止めるのは商売をやっている業者の方。私の払った消費税—私は、実は消費税を払ってないのですよね。一ということになるのですが。「とめないで！」ということは、預り金でしょ。

預り金的性格の税なのだから、「とめる」ということは、起こらない！ということで、結局、

これも取り止めになったのですが、このポスター、大きさが半分になりましたね。(笑い)
毎回失敗するものですから予算がなくなって小さくなった。(笑い)

これで、終わり。滞納を一掃しようと思って、事業者の方に、あんたが預かっている税金、あれは消費者のみなさんから預かっているものなのだから納めないとダメですよ、もし、納めないと横領になりますよと、そういう宣伝に使おうとこのポスターを作ったのですが、**実は、消費税というのは、消費者が預ける税金でも、あるいは事業者が預かるものでもない。**

これらのポスターは、図らずもそう言うております。「**預り金的な性格**」というのは、**預り金じゃないってことなのです！**こういうことをはっきりさせてしまいました。

で、こういうふうに、税務署はポスターまで作って、なんとか滞納をなくそう、なくそうとしておりますが、残念ながら今日まで消費税は滞納第一位を続けているわけです。これは、消費税の欠陥性を意味しています。**消費税は、滞納を招くという大きな欠陥をもっているのです！**

では、消費者の方が、**どうして預けてないか**というところであります。消費税の本質的な性格、悪いところについて、次にお話しします。

消費税は給料にかかる税金です。モノにかかる税金ではありません！—ということです。

消費税という税金は、一般的には間接税に分類されています。事業者が消費者から預かったものを納めるのだというふうに認識されている税金ですが、これは、**とんでもない間違い！**だということをお話しなくてはなりません。では、**どういう税金か？**

一言でいえば、事業者が消費税を納めるときの仕組みを見ればすぐにわかります。

事業者は、1個1個の商品について、税金を預かるのではなくて、1年間まとめて税金を計算します。算式で示しましょう。事業者が納める年間の税金をどうやって計算するかという

と、

$\text{年間の売上高} \times 10\% - \text{年間の仕入高等} \times 10\%$
--

 売上げにかかる消費税から仕入等に

かかる消費税を引くと、それが年間の納税額になります。

この仕組みを**仕入税額控除方式**と申します。

年間納税額 = 年間売上高 × 10% - 年間仕入高等 × 10% → 【仕入税額控除方式】

初めて、お聞きになった方がいると思いますが、消費税の根本的な仕組み、基本的な仕組みを**仕入税額控除方式**といいます。

この仕入税額控除方式がわからないと消費税の本質がわかりません!!

消費税が単なる間接税だと思われている方にとって、この算式は、ちょっと違うと思われるかも知れませんが、これが、実は消費税の納税の仕組みです。納税の仕組みをもう1回、復習しましょう。

年間の売上高、例えば、これが10億円あったとします。×10%で、答えは1億円。ここから引く年間の仕入高等が8億円だと、×10%で、答えは8,000万円。これを引くんですね。そうすると、1億円－8,000万円＝2,000万円。

$$\begin{array}{r} \text{年間売上高} \quad 10 \text{ 億円} \times 10\% = 1 \text{ 億円} \\ \text{一) 年間仕入高等} \quad 8 \text{ 億円} \times 10\% = 8,000 \text{ 万円} \\ \hline \text{2,000 万円} \quad \rightarrow \quad \text{これが年間納税額です。} \end{array}$$

消費税が一個一個のモノにかかっているように見えて、消費者の方は、私が払った消費税がそのまま税務署にいくと思っているでしょうが、それはとんでもない間違いです！

この計算では仕入高等に係る消費税を引きます。等の中には、商品仕入(売上原価)のほか、車を買った費用、外注費、派遣会社への支払い、工場の建築費・修繕費、事業所の家賃、光熱費、交通費、通信費、接待費、広告宣伝費などの経費が含まれます。

但し、**引けないもの**があります。それが**給料**です！

だから、給料が大きいと事業者が納める消費税の納税額が大きくなってしまいます。

逆に考えると、**(利益+給料) × 10%** で事業者が納める消費税額の計算ができるということになるのですね。

中小企業は人件費率が高い。給料が占める割合が大きければ大きいほど、納税額が増えます。

そこで、事業者はできるだけ人件費を抑えようとする。正社員の給料を抑えて、外注や派遣社員に切り替える。そうすると、年間仕入高等の等には、(給料は入らないけど)派遣や外注費は入りますので、納税額がぐっと減ることになります。

消費税には、こういう副作用がある！ だから、給料が上がる訳がないのです！！

これは、ヨーロッパでやっている付加価値税も同じでありまして、フランスやドイツ、ヨーロッパでも、隣の韓国でも人件費・給料はなかなか上がらない。でも、日本ほど上がらないわけではありません。労働組合が強いですから。日本は労働組合、労働運動が弱体化し

ているからたまりません。日本では、消費税の税率が上がれば上がるほど給料が減っているじゃないですか！

消費税というのは、モノにかかる税金ではなくて、実は、**給料** にかかる税金なのです!!
そして、給料が上がらないために景気を後退させる、そういう税金であります。

ついでに、もうちょっと面倒ですが、この税金。仮に、今、利益が売上 10 億から仕入 8 億引いて 2 億円ありますね。2 億円に 10% 掛けると 2,000 万円になります。この会社は給料が 2 億円だとします。そうすると、10 億から 8 億引いて、さらに給料分の 2 億円を引くと、利益がゼロになりますね。この会社は消費税を納めなくてもいいのかというと 2,000 万円納めることになります。

どうしてそうなるかという、
利益 (ゼロ) + **給料** (2 億) × 10% = 2,000 万円。こういう計算方法でも答えが出ますネ。
これが、消費税のもう一つの計算の仕方です。

消費税法にもとづく計算式は、

$$\begin{array}{l} \text{年間売上高 } 10 \text{ 億円} \times 10\% = 1 \text{ 億円} \\ \text{一) } \underline{\text{年間仕入高等 } 8 \text{ 億円} \times 10\% = 8,000 \text{ 万円}} \\ \qquad \qquad \qquad 2,000 \text{ 万円} \rightarrow \text{このようにして年間納税が計算されます。} \end{array}$$

答えは一緒ですね。いずれにせよ、**利益がゼロでも 2,000 万円の納税額が出るのです!!**
この会社はどうやって納税資金を手当てしたらいいのでしょうか？

消費税の納税がきついと思っている経営者は、**給料** をカットするようになりたいと考えるのは、当たり前であります!!

消費者のみなさんは、そう言っても実際にスーパーやコンビニでモノを買うと、外税で 10% 乗ってくる、あれは私たちが払っている消費税そのものではないかと、**錯覚**しておられる人がいます。しかも、税務署の解説書によりますと、こう書いてある。

「**消費税という税金は、原材料からメーカー、卸、小売りと次々に転嫁され、最終的に消費者が負担する間接税です。**」と。

この説明をそのまま信じて、いかにも、消費者が払ったものが税務署に行くのだと思っておられる、それが消費税だと思っておられる人がいます。余談ですが、消費税という名前自体

も変ですよ。これも一転二転三転目ですよ。大平内閣は一般消費税でしょ。それから中曾根・売上税でしょ。それで、通らなかったから、竹下・消費税になったわけで、彼らにとって名前なんかどうでもいいのです。

消費税の本名はヨーロッパでやっている「付加価値税」であります！

では、税務署が言っているこの説明がいかにも間違っているかということを**検証**します。

消費税法に書いてある消費税の性格であります。**消費税法には**、先ず、価格への転嫁規定がありません。先ほど来、軽減税率でも値段を上げる、平気で上げているということを申しました。消費税法には転嫁をしてはいけないという規定もなければ、転嫁をしなくてもいいとも書いてありません。価格を決めるのは企業の自由だということです。価格は企業が市場を見て、判断して決める。また、消費税法には事業者が消費税を預けるという規定も、事業者が消費者から預かるという規定もありません。

それは、先ほど、ポスターで見た通りです。預り金ではないということを確認しましたね。最初に、「預り金」だと言って失敗しました。次には、「いわば預り金」にし、「預かり金的性格」にしましたが、要するに、預り金ではないってことがはっきりしている訳なのです。それをいかにも、事業者が預かっている税金だと**錯覚**をさせて、滞納している事業者のところに行って、

「消費者から預かっている税金を納めないのは、あんた！横領になるよ！」

みたいなことを言って、取り立てをしようとしているわけでありまして。消費税を払う義務というのは、一切消費者にはごさいません。全て事業者にあるわけでありまして。税率の10%を1個1個の商品にのせなければならないという規定は、

消費税法のどこにもありません！

事業者が年間の納税額を計算するとき、初めて、年間売上高と年間仕入高等にそれぞれ×10%の計算をするわけですから。税率は、消費税法上ここに登場するだけなのです！

だから、事業者の方は、消費税の納税額を計算するとき、10%を使いますが、1個1個に乗せる必要もなければ適当でいいのです。コンビニで今、外税で消費税をとって皆さんが負担しているのだと（国税庁・税務署によって思わされていますが）、あれは何かというと、

消費税に名を借りた便乗値上げです！！

その証拠に、内税で売っているところもあるでしょう。JR の切符も、タクシーも、バスも消費税は何処にも書いてないでしょう。でも消費税は価格に入っているはずですが、要するに、取りにくいから取ろうということで、外税にしているだけなのです。法的には、少なくともそうなります。

そして、これは非常に大事なところですが、「アメリカにも消費税があるよ」という人がいます。アメリカに旅行なされた方がいると思いますが、アメリカでは、確かに小売りの売上税という税金がありますが、ただこの税金は、アメリカ全州にはないですね。

アラスカ州にはないですね。2、3ない州がありますけれど、ほとんどの州にあります。この税金は、小売りの際にだけかかる消費税ですから、モノにかかる税金なのです。1個1個のモノに。例えば、ハワイに行って、アロハシャツを買います。買ったときに、ハワイでは今 4.35%、それをその事業者はきちんと預かってそのまま手つかずに州の税務当局に納めるのです。

これが、アメリカの小売売上税で、これまで説明しましたような仕入税額控除方式、日本の消費税のような計算をしません。事業者が消費者から預かったものを納めるという仕組みになっています。このアメリカの小売売上税と消費税とはまったく違うものです。消費税を、それ（小売売上税と同じだ）と錯覚なさっている評論家の方もいるようですが、

これは、大きな間違いです！

アメリカの小売売上税は、そういう意味では、消費税に比べればいくらか「きれいな間接税」といえるかも知れません。**税務署は、**滞納している事業者のところに行って、消費税をアメリカの小売売上税と同じ税金だと錯覚させようとする。でないと取り立てができないということで、そういうふうに言っておりますが、**これも大きな間違いであります！**

さて、消費者が消費税という税金を払ってないという証拠、これを裁判所がはっきりさせました。判決の一部、結論のところを読みましょう。

「消費者が事業者に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、事業者が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、消費者との関係で負うものではない。」

（東京地裁平成2年3月26日判決より）

この裁判は、青木茂さんというサラリーマン同盟の方々が、国を相手取って、消費税ができ

たときすぐ、東京地方裁判所と大阪地方裁判所に訴えたことに対するものです。どういう訴えかという、自分たち消費者が納めた税金がそのまま国に入らない。事業者がポッポに入れている例が、たとえば、免税事業者がいたり簡易課税事業者がいたりして、そのまま入らないのはおかしいという訴えです。

それに対する判決であります。この判決はということかと言いますと、青木さんたち消費者の方が、こんなにたくさんのレシートの束、当時は3%だったのですが、これ（税額が明示されたもの）を示して、「私たちはこんなに消費税を払っている。その税金が国にそのまま入らないのはおかしい」と訴えたのであります。

それに対して裁判所は、「あなたは、ものすごい錯覚をしているんですよ。あなたは、事業者に対して消費税分を払ったと思っていますが、それは、あくまで商品やそのサービスの提供に対する物価、対価の一部としての性格しか有しないんですよ。消費税ではないんですよ、あれは。だから事業者は、消費税分につき過不足なく国に納める義務をあなた方消費者との関係では負っていません。つまり、事業者はポッポに入れていません。」と、判決に書いたのですね。これは、**確定判決**です！

原告側の青木さんも国側も控訴しませんでしたから。地裁で決まりました。

この判決をリードしたのは、実は財務省の官僚であります！

裁判官はこまかいことや消費税の仕組みはわかりませんので、財務官僚がリードして消費税というのはこういう性格の税金ですよと、判決に書いた。この判決は非常に意味があるわけですが、**消費者の皆さんは、**こんな判決を読むこともないし、自分が納めたのは、消費税だ、**税金だ！**と思って、**錯覚**するようにされているけれど、**法律的には、**消費者は一度も事業者に預けたことも、もちろん税務署に払ったこともないということが、**はっきりしているわけですね。**

消費者の皆さんはご不満でしょうが、**これが法律上の事実なのです！**

消費税は大型間接税ではないのです。消費税は**大型直接税**なのです。**誰が払う直接税か**といったら、中小零細事業者を含めた事業者が払う直接税だということが、この判決で読めてくるわけでありまして。

で、しつこいようですが、国税通則法施行令46条（これ、旧国反法施行令2条というところに元々あったもの）に、**間接税が列挙されています。**そこに、お酒の税金、煙草の税金、揮発油税、ガソリン税などが間接税だと書いてありますが、

消費税の国内取引は含まれていないのです！

つまり、**政府も**間接税ではない、直接税だということを**認めたのです!!** 消費税は間接税には含まれません。**法律的には**、直接税に分類されているわけですね。にもかかわらず、相変わらず、消費者のみなさんが負担する間接税だと言って、滞納している業者のところに行って、**あんたは横領している！預かっている税金を払わないのは横領！だと督促に行く！**

許せない!!

この消費税、生まれたのはいつかと言えば、そもそも、1950年（昭和25年）アメリカからシャウプという博士が来て、**シャウプ勧告**というのを出しました。この1950年に日本で実施しようとした税金が、**付加価値税=消費税の元祖**でありまして、このシャウプがどういう税金を考えたかという、シャウプは、**赤字でも企業から事業税を取りたい!!** と。

今の事業税もそうですが、当時の事業税も赤字だと事業税がほとんどとれないのですね。で、これはいかんということで、赤字でも取れる事業税を考えた。

ですから、赤字でも取れるということは、利益があって給料で赤字になっているような企業は消費税=この当時の付加価値税を納められるようにするのだと言って、シャウプが考えた仕組み、これが**仕入税額控除方式**というシャウプが考えた仕組みであります。

シャウプの付加価値税と同じものを、実はフランスが1954年に間接税として導入しました。なぜ、間接税としてフランスが導入したかは、後でお話ししますが、つまり、本来シャウプの考えた消費税タイプの税金、**仕入税額控除方式**の税金は事業税に替えて入れるのですから直接税に違いがない。直接税なのであります。

直接税ですから、**間接税**にすることに無理がある！それを無理やり間接税にしたのがフランスであります！

日本でシャウプが考えた付加価値税ですが、1950年に国会を通りました。ところが4年間、反対が多かったので実施ができず、4年後の1954年に廃案になりました。一度も施行されておられません。その時の税金の名前は、**附加価値税**という名前でした。

先ほども言いましたが、**付加価値税**というのが生まれたときの**名前・本名**なのです。

次に、消費税最大の不公平、輸出大企業に巨額の還付金 というところに入ります。

表2をご覧ください。表2は、我が国の輸出大企業（製造業13社）に対する還付金額を推算した表です。ここには、私が、各社の最新の決算書などにより推計した消費税の還付金を書いておきました。

表2 輸出大企業（製造業13社）に対する還付金額推算

税率8% 2018年度分

(単位：億円)

企業名	事業年度	売上高	輸出割合 (%)	還付金額
トヨタ自動車	2018年4月～2019年3月	12兆6,344億円	67.6	3,683億円
日産自動車	同上	3兆6,444	83.5(推定)	1,587
本田技研工業	同上	4兆0,775	87.1(推定)	1,565
マツダ	同上	2兆4,814	83.2	790
日本製鉄	同上	3兆5,622	34.4(推定)	750
三菱自動車	同上	1兆9,994	83.0(推定)	683
SUBARU	同上	1兆9,297	79.4(推定)	507
村田製作所	同上	1兆0,531	90.8(推定)	494
キャノン	2018年1月～2018年12月	1兆8,227	78.0(推定)	482
シャープ	2018年4月～2019年3月	1兆5,920	70.0(推定)	381
パナソニック	同上	4兆2,552	32.4	313
日立製作所	同上	1兆9,272	53.0(推定)	248
スズキ自動車	同上	1兆9,402	45.8	160
合計				1兆1,643

※この表は各社の最新の決算書などにより湖東が推計計算したもの。数字は消費税の国税分と地方消費税分の合計8%のもの。

第一位はトヨタ自動車です。2019年の3月決算にもとづいて、その前の1年間の還付金を計算してみました。還付金額は一番右の欄に書いてあります。トヨタはこの年**3,683億円**の還付を受けております。日産自動車、**1,587億円**。本田技研、**1,565億円**。マツダ、**790億円**。日本製鉄、**750億円**。三菱自動車、**683億円**。SUBARU、**507億円**。村田製作所、**494億円**。キャノン、**482億円**。シャープ、パナソニック、日立製作所、スズキ自動車…とつぎきます。

これらの輸出大企業は、消費税を納めたことがないばかりか、毎月毎月、銀行口座に所轄税務署から振込みがあります!! 驚くべき金額でありまして、この 13 社だけでも **1 兆円!!** を超えますが、8%時代で毎年およそ **4 兆 8 千億円!!** 10%になると **6 兆円!!** の還付金がこれらの輸出大企業に還付されております。

国の予算は、みなさんから集めた、事業者が納めた消費税から輸出還付金を引いた額が予算に計上されているのです!

つまり、**【輸出還付金】** はないものとして扱われているのです!!

トヨタなどは、税務署に消費税を納めたことがないのです!なぜか?下請業者が、税務署に納めたものを、トヨタが納めたものとして還付してもらう仕組みになっているのです!

もう一度、東京地裁平成2年3月26日の判決を見て下さい。

左側にアレンジしたものがあります。そこを読んでみます。

「(トヨタ)が(下請業者)に対して支払う消費税分はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、(下請業者)が当該消費税分につき過不足なく国庫に納付する義務を、(トヨタ)との関係で負うものではない。」

(東京地裁平成2年3月26日判決よりアレンジ)

先ほど、(東京地裁平成2年3月26日判決)の結論部分を紹介しました。

消費者は、事業者に消費税分を払ったと思っているけど、あれは消費税ではなくて物価の一部だという判決でしたね。これを、トヨタと下請業者(の関係)に置き換えたものです。

すると、トヨタが下請業者に対して払った**消費税分**はあくまで商品や役務の提供に対する対価の一部としての性格しか有しないから、下請業者が**当該消費税分**につき過不足なく国庫に納付する義務を、トヨタとの関係で負うものではない。一となります。

判決は、トヨタは下請業者に対して消費税を払ったことは、一度もないという見解であり、払ったのは物価の一部だというわけです。これが**法律解釈**です!

つまり、(他)人が払った税金を返してもらうのです!

税金の還付というのは、そもそも、税金を納め過ぎたから還付してもらう。年末調整のことを考えてみてください。年末調整というのは、自分が一年間に給料から引かれた税金(所得税)が多かったから還付される。これが**税金の還付**であります!

トヨタは、自分自身が（一度も！）納めたことがない、他人＝下請業者が納めた税金を返してもらうのです！

これは、まさに（国税庁）税務署を通しての横領!! だといってもいいと思います。

ひどい！あまりにもひどい仕組みではないかと、私は思います！

現在、日本経団連などは、税率の引き上げを要求していますが、税率が上がれば上がるほど、トヨタなどの還付金は増えるのです。税率を 20%に早くしてもらいたいという要求は、ドイツの還付金—ドイツは標準税率 19%です—に勝てない。早くヨーロッパ並みに 20%にしてくれというのが、経団連の要求です。それは、還付金を早くヨーロッパ並みに欲しいということを行っていることになります。

ではなぜ、輸出の還付金が認められるのでしょうか？

実は、直接税を還付させるということは、WTO（世界貿易機関—自由貿易の促進が目的）—旧ガット協定—に違反します！法人税などの直接税を還付させてはいけないということになっています。ところが、付加価値税や消費税を、無理やり間接税にすれば、WTO 違反にならず、還付金をもらうことができるのです！これは 1954 年にフランスが考え出したものです。

先ほど、日本でシャウプの考えた付加価値税が廃案になったと申しました。1954 年のことです。同年、フランスが付加価値税という税金を導入しました。付加価値税の仕組みは、シャウプの考えた仕入税額控除方式なのです。この仕入税額控除方式という仕組みを使って、しかもこれは、フランスの発明！なんです、**ゼロ税率** というのを考えたのですね。

間接税なら、外国のお客さん（輸出相手国）からフランスの税金（付加価値税）は、もらえないだろう。だから、フランスは外国への販売（輸出）に**ゼロ税率**を適用するとしたのです。

年間輸出売上高が、10 億円あっても ×（税率）0（ゼロ）%として計算すれば、答えは = 0（ゼロ）となる。そして、仕入税額控除方式を使って、年間仕入高等に入っている 8 億円 × 仮に（税率）10%として計算すると答えは = 8,000 万円となる。

したがって、0 - 8,000 万円 = △ 8,000 万円（還付金）と、このような計算になるわけです。

$$\begin{array}{l} \text{年間売上高} \quad 10 \text{ 億円} \times (\text{税率}) \quad 0 \% = 0 \\ \text{—) 年間仕入高等} \quad 8 \text{ 億円} \times (\text{税率}) \quad 10 \% = 8,000 \text{ 万円} \\ \hline 0 - 8,000 \text{ 万円} = \Delta (\text{還付金の}) \quad 8,000 \text{ 万円} \end{array}$$

仮に、国内売上げがなく全部輸出だとすると、このような計算になって、**8,000万円**戻ってくる。シャープが考えた仕入税額控除方式の計算式—私に言わせると、**諸悪の根源**の仕入税額控除方式を**悪用**して、そして、**ゼロ税率**を使ってフランスの輸出企業に巨額の還付金を与えたのです。

これは**フランスの世紀の発見!**でありまして、**フランス**が見つけたこの方式が素晴らしい!ということで、ドイツが導入し、イタリアやイギリスが続き、全ヨーロッパに広がったわけです。今、世界の140カ国くらいがこの種の税金をやっている。

日本の消費税もこの仕組みをそっくりいただいて、つまり、**仕入税額控除方式とゼロ税率**を使って、**巨大輸出企業**に還付をしているというわけです。まさに、1954年に日本の付加価値税が廃案になった一事業者の大きな反対によって廃案になったその年に、フランスが、この仕組みを入れたということは、

フランスの陰謀!!だと、私は思っています。

ついでに、**トヨタ**が仕入税額控除方式を使って、還付金をもらう算式をみてみましょう。

トヨタの年間売上高約13兆円、うち輸出売上約9兆円、国内売上約4兆円、年間仕入高等が、(国内、輸入を含む)約9兆円と仮定します。

(売上に係る消費税は)

年間輸出売上高9兆円×**0(ゼロ)**%+国内売上高4兆円×10%=4,000億円……①

(仕入に係る消費税は)

年間仕入高等9兆円×10%=9,000億円……②

仕入税額控除方式を使って消費税を計算する。

① 4,000億円-② 9,000億円=**△5,000億円**…トヨタの年間還付金

このように計算できるわけです。

こうやって、トヨタは、**毎年毎年、(実際には、毎月毎月、銀行口座に豊田税務署から振込まれる)巨額の還付金を貰うわけです!**この仕組みが欲しくてほしくて!! 財界や多くの国の政府がこの税金—付加価値税=消費税を導入しているわけであります。

表3を参照してください。

表 3 消費税の税収が赤字になっている 9 つの税務署

税率 8% (2017 年 4 月 1 日～2018 年 3 月 31 日年度)

(単位：億円)

	税務署名 (所在県)	赤字額	推定される赤字の理由
1	豊田税務署 (愛知)	△3,301	トヨタの本社があるため
2	神奈川税務署 (神奈川)	△ 955	日産の本社があるため
3	海田税務署 (広島)	△ 706	マツダの本社があるため
4	右京税務署 (京都)	△ 420	村田製作所の本社があるため
5	今治税務署 (愛媛)	△205	今治造船などがあるため
6	厚木税務署 (神奈川)	△ 68	アンリツの本社があるため
7	門真税務署 (大阪)	△ 39	パナソニックの本社があるため
8	大月税務署 (山梨)	△ 30	シチズン電子があるため
9	阿南税務署 (徳島)	△ 29	日亜化学の本社があるため

※各国税局の発表値により湖東作成。数字は消費税の国税と地方消費税を併せた 8%のもの。

なぜ、フランスがこんな仕組みを考え出したのか？

フランスで、この仕組みを考え出したのは、当時、フランスでは輸出企業に輸出補助金を与えておりました。ところが 1948 年に、**ガット協定** (関税及び貿易に関する一般協定) ができ、輸出対等原則によって政府が輸出企業に輸出補助金を与えることを禁止しました。そのため、それまで輸出補助金を出していたフランス政府は窮地に陥ります。輸出奨励金を出せないということになり、そこで考え出したのが、付加価値税—シャウプの考えた**直接税**である付加価値税を、**間接税**と定義づけて、**ゼロ税率**と仕入税額控除方式を用いて、輸出企業に還付をすることに成功したのです！ **怒ったのはアメリカです！**

輸出還付金は、輸出企業に対する「リベート＝輸出補助金」だとして、ガットの委員会に訴えました。しかし、多数決で負けてしまいました。そして、今日まで綿々とヨーロッパ諸国を中心に、輸出還付金制度がいわば定着をしているということになるわけであります。つまり、**消費税＝付加価値税は、輸出の還付金のために生まれた税制**なので、フランスや日本の**政府**もしつこく、この税金は間接税だと言わざるを得なかったのです。

そして、本来、直接税である付加価値税＝消費税を間接税だと**皆さんをだまして！！**

間接税だと言いくるめているというのが消費税の真相—裏の裏であります！！

ここまでで、前半のお話を終わりたいと思います。

次に、「悪税ぶりに諸外国から反旗、消費税は瀕死の税制」という話に入りましょう。

消費税という税金は、すでに瀕死の税制、世界各国で非難ごうごうだということです。日本では定着していると言いますが、とんでもありません。諸外国から非難の声があがっています。

先ず、本家ヨーロッパであります、表4を見て下さい。

表4 ヨーロッパ主要国の付加価値税の税率
(2017年1月現在)

国名	標準税率 %	軽減税率・低税率と適用取引	軽減税率・超低税率と適用取引	ゼロ税率	ゼロ税率適用取引
フランス	20	5.5%→飲食料品、農水産物、家禽、書籍、医薬品、美術館など 10%→旅客運賃、ペンションホテル、外食、など	2.1% 演劇、オペラの入場料、新聞・雑誌、医薬品など	有	輸出のみ
ドイツ	19	7% 食料品、水道水、書籍・新聞・雑誌、旅客運賃など	なし	有	輸出のみ
イタリア	22	10% ホテル、外食、医薬品など	4%、5% 特定の食料品、書籍、医療、住宅など	有	輸出のみ
イギリス	20	5% 家庭用燃料、電力、住宅リフォーム	なし	有	輸出、食料品、上下水道、書籍、旅客運賃、住宅建設、医薬品、子供服など

アイルランド	23	9%→新聞、映画、ホテル、理髪など 13.5%→電気、ガス、外食、建設など	4.8% 花、新聞など	有	輸出、基礎的飲食物品、衣料・医薬品、書籍、動物飼育、子供服など
スペイン	21	10% 食料品、水道、住宅、旅客運賃など	4% 基礎的食料品、新聞、書籍、薬など	有	輸出のみ
ポルトガル	23	13% 外食、加工食品	6% 食料品、医薬品、水道、書籍、新聞など	有	輸出のみ
デンマーク	25	なし	なし	有	輸出、新聞など

スウェーデン	25	12% 食料品、ホテル、外食など	6% 新聞、書籍、運賃、映画など	有	輸出、人道的機関、ミルク、定期刊行物、保険・金融、医薬品など
ベルギー	21	12% 有料テレビ、マールガリンなど	6% 食料品、運賃、医薬品、書籍など	有	輸出、新聞
オランダ	21	6% 食料品、医薬品、運賃、新聞、書籍など	なし	有	輸出のみ
ギリシャ	23	13% 食料品、運賃、映画など	6% 書籍、新聞、医薬品など	有	輸出のみ
ハンガリー	27	18% ミルク、農産物、貸室、コンサートなど	5% 医薬品、書籍、新聞、食肉など	有	輸出のみ

出所) OECD『Consumption Tax Trends 2016』などにより湖東京至作成

表4は、ヨーロッパ主要国の付加価値税の税率を示したものです。

国の名前が、左にありまして、フランスが標準税率 20%、ドイツ 19%、イタリア 22%、イギリス 20%、アイルランド 23%、スペイン 21%、ポルトガル 23%、デンマーク 25%、スウェーデン 25%、ベルギー 21%、オランダ 21%、ギリシャ 23%、ハンガリー 27%。

このハンガリーの 27%というのが、世界で今、標準税率が一番高いものであります。27%までいく可能性があるということでもあります。その標準税率の右側に軽減税率というものがあります。よくヨーロッパでは、「たかさんのものが軽減税率になっていて、いいなあ」とか公平だとか、言う方がおります。

例えば、フランスを見てください。軽減税率 5.5%というのがありまして、飲食料品、農水産物、家畜、書籍、医薬品、一部ですが美術館などの入場料。10%の軽減税率が、旅客運賃、ペンションホテル、外食、などであります。フランスには超軽減税率の 2.1%というのがありまして、演劇、オペラの入場料、新聞・雑誌、一部の医薬品などが適用されています。フランスは日本と同じように輸出にだけゼロ税率が適用されています。

次にドイツ。19%が標準税率で、7%の軽減税率が食料品、水道水、書籍・新聞・雑誌、旅客運賃など。そして、外食は 19%ですが、お持ち帰りが 7%となっています。国によって軽減税率適用のものは、いろんなものがあります。

これを見て、ヨーロッパはいいなあと言っている人がいるわけです。「日本はまだ、定期購読新聞と飲食料品だけ、これでは足りない」なんてことを言う方がいますが、とんでもない間違いだということは、はじめに指摘しました。

ここで、本家ヨーロッパで、軽減税率やゼロ税率が大変な問題になっていることを紹介しします。

ヨーロッパの行政機関である **EU 委員会**で、先ほど紹介したように加盟国でばらばらな**軽減税率を見直す**という方針を出しました。その理由ですが、軽減税率というのは、国家間で違う税率や適用品目がちがうのは不公平だ、企業間にも不公平が生じる。そして、軽減税率の利益を受けているのは、適用を受ける企業群で、低所得者対策にはなっていない。

軽減税率は、消費者のため、低所得者のためではなく、**特定の企業群のため**ではないかと指摘されています。

その上、軽減税率があるため、国の税収が欠落します。軽減税率をなくせば標準税率を下げられるという意見もあります。軽減税率は国にとっても損ということで、**EU 委員会は軽減**

税率を廃止するという方針、あるいは、見直しをするという提言を 2016 年 4 月に発表した「アクションプラン」に書きました。

本家ヨーロッパで、**軽減税率はいかん！**ということを指摘しているのにもかかわらず、日本で入れたということは、まさに世界を見ていないとしか言えないのではないかと、私は思います。

次に、EU 委員会は**輸出還付金制度を問題視**しています。どういうことかということ、EU では**不正還付が続出**しております。不正還付というのは、ニセの申告によって輸出還付金を受け取ってしまう、そういう企業があるということです。ホントの輸出ではなくて**ニセの輸出**です。

EU 委員会が調べたところ、2013 年度で 1,700 億ユーロ (**約 22 兆円**)、膨大な輸出還付金が詐欺によって国に入っていないということがわかりました。この**詐欺**によって取られた輸出還付金がどこに行っているかということを追跡いたしましたところ、**なんと！** 遊興費などではないのですよ。**国際テロ組織に！**行っているということがわかってまいりました。

そこで、これは**いかん！**ということで、**EU 委員会は輸出企業に還付金を渡さない仕組み**を検討しました。輸出売上に**ゼロ税率**をかけるという（先ほど説明した）この仕組みで還付するというのを止める—**ゼロ税率制度を廃止する！**ということ**を提言**しています。

どうするかということ、輸出相手国の税率で課税をします。そして、輸出をした国の税務署に納めてもらう。事業者には還付金はいかない。税務署は相手国の税金を預かることにしまして、相手国と清算をします。これで、税金が詐取されずに国に入ることになります。これを国家間清算制度といいます。こういうことを提案しています。**EU 委員会は 2022 年から実施予定と発表**いたしました。

輸出還付金制度というのは、先ほど指摘したように、**財界にとって極めておいしい制度であります！**これがなくなるといことになれば、財界は当然抵抗します。しかし、ヨーロッパでは、財界を説得するために EU 委員会が、これだけたくさん**不正還付がある、それがテロ集団に**いっているとしたら**どうなのだ！**と言って財界を説得しているところでもあります。そうすると 2022 年に、輸出還付金制度はとりあえず、EU 圏内だけではありますが、**廃止**になるわけです。

輸出還付金制度については早くから**アメリカがその問題点を指摘**したところでもあります。

アメリカには消費税タイプの税金がありません。先ほども申しましたように、あるのは州の小売売上税（地方税）だけです。この小売売上税は**仕入税額控除方式**をとっていません。州によって税率が違い、年間の小売売上高に税率をかけるだけの単純な仕組みです。

例えば、ハワイ州は4.35%、ニューヨークは8.49%、カリフォルニアが8.54%、小売売上税のない州もあります。小売売上税には輸出還付金がありません。そのため、アメリカの企業は三重苦をおっていると、トランプ政権のバックボーンであるロス商務長官やピータナバロという学者が指摘しています。

三重苦というのはなにかというと、**1つ目**はアメリカの輸出企業は輸出還付金をもらえません。そして**2つ目**はアメリカの企業がフランスやドイツに輸出すると、その輸出先の国の付加価値税がかかってしまう。**3つ目**はアメリカがドイツやフランス、日本、中国、メキシコなどから輸入をすると、その相手国の企業には還付金がある—この三重苦を、トランプは指摘し選挙に勝った、つまり、アメリカは付加価値税・消費税を敵視しているのです！

隣国のメキシコは特にひどい！トランプが壁を造ると言ったのはそのためであります。

アメリカの企業はホントに可哀想だ、なんとかしなきゃならないとして、トランプは対抗手段として法人税を大幅に引き下げるということを提案しました。トランプはそれまで最高税率36.5%の法人税率を一律21%に引き下げました。そして、鉄鋼製品や自動車の関税を25%に引き上げると言っています。

これ以外に、アメリカの生きる道はない—**アメリカファースト！**を唱える—保護貿易主義に走る。そういう政策に打って出たのです。**アメリカを中心に貿易戦争が加熱しています。付加価値税=消費税とのアメリカの戦いでもあります！**

勝つか負けるかはともかく貿易戦争はよろしくありません。その元凶が、**付加価値税の高い税率**なのです。ヨーロッパが何でこんな高い税率になったかと言えば、**付加価値税は輸入関税と同じ効果を持っているからです！**アメリカから輸入する自動車に高い関税をかけるのと同じことになるわけです。

このようにしてヨーロッパの国々が、**付加価値税**によって自国の産業を守るため自国の輸出企業に還付金を与えるということが、アメリカは気に入らないということでもあります。

アメリカの北の隣国—**カナダ**は、1991年1月から税率7%で付加価値税を導入しましたが、2006年に6%に、2008年に5%に下げました。偉い！日本の政府よ！まだ間に合う！カナ

ダを見習えという圧力がアメリカからかからないとは限らない。安倍政権は二度にわたって税率引き上げを延期しました。

ノーベル経済学賞受賞者であるニューヨーク市立大学のクルーグマン教授やコロンビア大学のスティグリッツ教授は、日本の消費税の税率引き上げに反対でした。

アメリカにとって、付加価値税＝消費税は敵なのです！

次に、マレーシアの話をしてします。

マレーシアは 2018 年の 5 月の国政選挙で、93 歳になられたマハティール元首相が野党連合を率いて勝利をしました。その選挙公約の第一スローガンが、消費税の廃止！であります。これをトップに掲げたのです。そして、勝った！

勝ったら直ぐに、翌月、2018 年 6 月 1 日から消費税を廃止しました。選挙前の与党、ナジブ首相は、「消費税を廃止したら財源はなくなる！」と言って批判をしました。

それに対して、マハティールさんは、財源はある！消費税を廃止すれば景気が良くなる！法人税も所得税も上がって来るんだ！それから、消費税廃止前にやっていた製造業者売上税、サービス税、これを元に戻したらいい。(2018 年 9 月から旧製造業者売上税とサービス税を復活)そして、新幹線の工事中止など無駄な公共事業の歳出を削減する、ということを掲げて選挙に勝ったのです。

マレーシアの消費税は税率 6%で 2015 年 4 月に導入されました。それまでは製造業者売上税(税率 10%)とサービス税(税率 6%)の二つの税がありましたが、消費税の税収はこの二つの税収の 2.5 倍になりました。物価は大幅に上昇し、国民の不満は増大しました。

マレーシアでは、消費税を廃止した後、なんと！景気が回復し法人税は過去最高に！所得税も過去最高の税収になっています。

消費税を廃止すると法人税、所得税、景気が良くなって税収が上がるのです!!

マハティールの言った通りであります！

前首相ナジブに対する不人気もありました。国民の消費税に対する不満、とりわけ中小事業者の不満というのが大きかったのです。マレーシアでは、消費税を廃止しても立派に政権が運営されているということも、大いに参考になると思います。

日本でも、幅広い人々が消費税に反対しているのは、ご存知の通りであります。街々には、消費税を減税してもらいたいという声がたくさんあります。安倍内閣の官房参与をしておられた藤井聡京都大学大学院教授・有名な方ですからご存知だと思いますが、安倍首相に意見を言う立場の人だったのです。

「私が言うのだから間違いない」と、彼は言っています。

消費税の税率を引き上げたら日本は大変なことになる！として、2018年11月に晶文社から『10%消費税が日本経済を破壊する』という本を発刊しました。

また、自民党の若手議員の中にも「日本の未来を考える勉強会」という会がありまして、内閣に対して消費税の税率の引き上げに反対するという意見書を出しました。この勉強会の代表は、京都選出の安藤さんという衆議院議員です。彼は、税率をゼロ%に引き下げろ！と言っているのです。私どもは、こういう意見は非常に大事だと思います。

そして、次の国政選挙の争点として、消費税の税率引き下げを第一スローガンにして訴えたとしたら、与党はボロボロになると思います。もちろん、野党の先生方に頑張ってもらわなければなりません。

なかには消費税をなくしたら社会保障費が賄えない、税収が不足する、どうするのだと、心配する人がいます。財源は、いくらでもあるのです!!

どのくらいあるか、私共「不公平な税制をただす会」では、不公平な税制をなくし応能負担原則によって公平な税制にすれば、42兆円!の新たな税収を得ることができると提言しています。社会保障費は十分まかなえます!

今日は、細かい財源の話はできませんけど、財源はホントにあります。心配はまったく要りません。大企業などあるところからとればいいんです。

日本の法人税を上げろと言うと、国際的にみて高いのではないかという人がいます。心配をされる方がいます。

そこで、表5をご覧ください。

表5は、主な日本の大企業の法人税等3税の実際の負担率を示したものです。

表5 主な大企業の法人税等3税の実際の負担率

2019年度

(金額の単位は億円)

企業名	税引前純利益	納付した法人3税	法定実効税率%	実際の負担率%
トヨタ自動車	17,354	3,405	30.1	19.6
NTTドコモ	8,791	2,574	30.6	29.3
KDDI	7,974	2,431	30.6	30.5
東海旅客鉄道	5,399	1,642	非開示	30.4
本田技研工業	4,696	557	30.2	11.9
三井物産	3,846	△67	31.0	△1.7
三菱商事	3,002	△69	30.6	△2.3
任天堂	2,971	967	非開示	32.5
日本たばこ産業	2,959	373	30.43	12.6
ブリヂストン	2,750	458	30.6	16.7
大和ハウス工業	2,669	738	30.6	27.7
アステラス製薬	2,571	27	30.5	1.1
伊藤忠商事	2,561	176	31.0	6.9
キーエンス	2,503	732	30.7	29.2
東日本旅客鉄道	2,174	536	30.5	24.7
東京エレクトロン	2,098	△12	30.62	△0.6
パナソニック	1,962	76	30.4	3.9
三井不動産	1,917	442	30.6	23.1
信越化学工業	1,750	428	30.5	24.5
ダイキン工業	1,636	217	30.6	13.3
合計・平均	81,583	15,631	30.6	19.2

(注) 持株会社、金融業はのぞく。法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税)の負担金額

を税引前純利益の金額で割って実際の負担率を計算。法定実効税率は各社の有価証券報告書に記載さ

れている税率。

(出所) 各社の有価証券報告書に記載された個別損益計算書より税理士菅隆徳が作成。

法人税等 3 税というのは、法人税、法人事業税、法人住民税（法人県民税・法人市民税）などが含まれているものです。この表面的な税率よりも実際の大企業の負担している法人税等 3 税の合計は低いということを、私共の会の菅隆徳税理士が試算したものであります。

例えば、一番上に書いてあるトヨタ自動車であります。税引前純利益が、1 兆 7,354 億円。これに対して、払った法人 3 税は **3,405 億円**！です。**本来の法定実効税率は 30.1%!**であるのに、なんと **19.6%!**しか負担してない。もし、トヨタ自動車が、1 兆 7,354 億円の利益があり、30.1%の法定実効税率をかけてみれば、**5,223 億円!**の法人税等 3 税を負担しなければならないはずであります。にもかかわらず、**3,405 億円!**しか払っていないということは、**1,818 億円!**の特別な措置の恩恵を受けているということであり。こういう特別な恩恵を受けているから、実際の負担率がグッと低いことになるのです。

特別措置の恩恵で一番大きいのは試験研究費減税ですね。試験研究費の税額控除というのがあります。また、子会社からもらった受取配当金、これも外されます。だから払う税金が小さくなるのであります。

これらの企業の合計したものを平均しますと、実際の負担率は、19.2%しかない!!

ということがお分かりだと思います。よく法人税を上げると企業が海外に出て行ってしまおう、空洞化が起こるということを聞いたことがありませんか。

(空洞化は) 起きません! なぜか。日本の実際の負担率は、海外よりずっと低いのです!!

例えば、アメリカのカリフォルニア州ですが、トランプ政権によって、法人税率は 21%、カリフォルニア州の法人地方税が 8.84%です。だから、29.84%あるのです。日本の法人税の負担率が一番低いのです。だから、海外には出ないのです。

消費税は、先ほど来、申しましたようにもう国際的に見れば、(詐欺などによる) 詐取が多く、本家ヨーロッパでも崩壊しそうな税制であります。自滅寸前であります! 10%に上げ、滞納がこれ以上増えたら、税務署側からもうダメだと、なんだこの税金は、こんなに滞納があったんじゃ話にならない!! ということで、**減びていく税制であります!!**

あとひと押し皆さんの運動が広まれば、消費税は必ず減税できると、私は考えております。衆議院の解散総選挙が近づいています。マレーシアのように、野党の統一スローガンの第一に、いろんな要求があるでしょうが、**まず第一番目に、消費税の税率引き下げを掲げて。選挙に是非勝ってもらいたい。そして、与党内閣を退陣に追い込みましょう!**

湖東京至先生の話（続き）一質問への回答

たくさんさんの質問ありがとうございました。時間の許す限りお答えしたいと思います。

（質問） この不公平な税制は日本の税制の考え方の本質と深く関わっているのではと思われます。どういう方向がこのおかしい現実を止められて、改善できるのでしょうか。

（回答） 日本の税制はすっかり歪んでしまいました。皆さんご存知の通りであります。これを変える本質的な方法と言ったら、私は、政権与党を変える以外ない、ここ以外ないです。今の経団連よりの考え方では、もう駄目であります。ですから、まさに **99%の人のための税制**ということを考えてくれる政権が必要であろうと私は思います。

不公平な税制というのはたくさんあります。これを無くすということ。そして、その柱になるのは、能力のある人から取るのです。能力のない 99%の人から取ってはダメなのです。今は、99%の人から取って 1%の人には優しい、こういう税制であります。**これがいかん！**というふうに私は思います。そういう国づくり、税制のつくりが必要だろうと思います。

（質問） 野党は消費税そのものを廃止することを公約に掲げて闘うべきである。消費税は直接税であることを国民にもっとわかりやすく説明してほしい。

（回答） 消費税は直接税的な税金であることを国民にもっとわかりやすく説明することは、非常に難しいのです！（笑い）お聞きになった皆さんは、今はわかっているでしょうが、一晩寝るとわからなくなる！それほど、むずかしいのです、これ。（大笑い）

私が、この考えに及んだのも、**アメリカの学者の考え方**の援助ですよ。アメリカが最初に気が付いて、これはおかしいぞ！と言ってくれなければ、**私も気が付かなかった！最初は、私も大型間接税反対！**なんてやっちゃったのです。今は、大型間接税なんて言葉はあまり使わないのです。それと、消費者の方には大変申し訳ないのですが、税の逆進性ということをよく使います。**税の逆進性というのは、税負担の逆進性です。**所得の低い人がたくさん、所得の多い人が少ない率で負担することを税の逆進性と言います。その逆が累進性ですね。逆進性があるということにお気づきになっている方がたくさんいると思うのですが、**皆さんが考えている逆進性は物価に対する逆進性です！**

消費税で便乗値上げすることによって物価が上がります。その物価の値上がりについては、低所得の人ほど負担が重い、高額所得者の人ほど負担が軽いということは言えますが、**税としての逆進性はちがいます。**納税義務者は中小事業者と大企業ですから、消費税には、大企業に軽く、中小事業者に重いという、こういう逆進性があると、私は考えています。

これは、直接税だから言えるということになりまして、なかなか**(消費税が)**この間接税ではないということを街頭宣伝で説明しても聞いてくれるひとはいない！(笑い)と思いますので。もうここは捨てて。皆さんがわかった！ということで最終的には、**消費税廃止**ですね。この一点で頑張るほかないかなあと思っております。

(質問) 慶応大学の井出英策教授が、消費税をどんどん活用せよと。たくさん消費税を上げてたくさん社会保障に使えという意見の持ち主ですが、いかがでしょうか。

(回答) **ダメです！**(大笑い)ー井出教授は、残念ながら消費税というものをわかっていません！(拍手)現場がわからない！現場の中小事業者が、私ども**(税理士)**が関与している中小事業者が、どんなに苦勞しているか、まったくわかっていません！消費税は消費者が負担すると言っているひとにとっては、**今回、たったの2%上がっただけだ！**という程度の認識であります。ですから、**消費税の本質がわかっていない！**わかっていてもとぼけているのかもしれない。(笑い)

消費税を上げて社会保障に回すということは理論的にもおかしいのです。**消費税は一般財源ですからね。**一般財源でいろんなものに使うということになっている、そういう税金なのです。これを社会保障費だけに使おうなんてとんでもない！**できっこありません！**

社会保障費に全部使うのだと政府は言っていますが、**これは嘘です!!**
現実にそういうことはありません。私と井出教授はまったく考え方が違います。

(質問) 海外の消費税に比べて日本はまだまだ税率が低いと言われることが多いと思います。税率を単純に比較することはどういうことなのか教えてください。

(回答) 比較することは、まったく意味がありませんが、先ほど申しましたように、**高い消費税＝付加価値税の税率は貿易摩擦を呼ぶのです。**これはわかりましたね。つまり、入り口で、アメリカのモノがフランスに入るとき20%取られる、ドイツに入るとき19%取られる、日本に入るとき10%取られる。アメリカのモノが他国に輸出されると、輸入のときにその国の税率がかけられます。**このことが問題なのです！**ですから、**税率が高ければ、それだけで貿易摩擦を呼ぶ、**そういう視点が大事だと思います。

高いから国民の生活が云々ということではないのです。例えば、デンマークで牛乳を売っています。デンマークの牛乳は25%の税率です。軽減税率がありませんから。ドイツは牛乳7%です。でもデンマークとドイツは同じ値段で売っているのです。だってデンマークの人は同じ値段じゃないと買いませんから。

消費税というのは値段と関係ないということを最初に申しましたね。ですから、税率の高低と物価はあまり関係がありません。問題は貿易摩擦になるということ、比較することがまったく意味がないということではなくて、比較する意味は、高い税率で実施している国は貿易摩擦を呼ぶということになるということだと思います。日本の税率ですが、10%になりました。ほっとけば、そのうちに与党は15%、20%に引き上げますよ。これは貿易摩擦の上からも、庶民の物価への便乗値上げの観点からも危険だと私は思います。

(質問) びっくりしました。納得しました。私が、過去に事業者であったとき、顧客の方から、頂く消費税相当額より実際に納入する消費税額が少ないのでいつも不思議に思い、顧客の方から消費税名目で結局余分にいただいていることに納得できませんでした。そのからくりがわかりました。外税分を払わないでもいいわけですね。外税を払わなければ売ってもらえないでしょう。

(回答) 消費者の方が外税との闘うこと、これはやっても無駄ですね、値段の一部ですから。たたかうのなら、「全体として値引きしてちょうだい」というだけの話です。その闘いは、レジでやっているとお客さんが文句を言います。(笑い)やれるものなら是非やってください。(笑い)でも、レジのおばさんをいじめてもしょうがないでしょう。(笑い)要するに、消費税があるとうこういうことになるということですよ。

(質問) 政党一特に野党は10%引き上げに反対しましたが、消費税廃止こそ訴えるべきではありませんか。

(回答) 消費税廃止はいいのですが、れいわ新選組の山本太郎さんが消費税廃止を訴えてくれました。今は、まず5%にしてやがて廃止すべきだと言っています。今は、野党の統一スローガンとして、5%にし、やがて廃止にするという方向がいいと思います。私も廃止がいいと思います。廃止したいのです。しかし、そうはなかなかいかない。

(質問) 税務署の滞納に伴う取り立ての状況はどうなっていますか。回収率はいかにですか。

(回答) この取り立てなのですが、すごいですよ！みなさんはとりたてられたことがないからわからないでしょうが。例えば、私が滞納したとします。国税局から直ぐ電話が来ますよ。いつ納めるのですか。いついつまでに納めますと言わないと電話を切りません。

実際に、生命保険をかけている人がいたとします。生命保険を解約して払ってください。預金がある人がいます。預金の差し押さえです。月末までに、家賃や給料払うそのための預金を、月末ちょっと前に差し押さえます。ひどいです。それは、さすがに抗議をしますが、な

かなかこれは厳しいです。敵もさるものです。ものすごいですね。

無いから滞納しているのに、ない所に来て平気で取り立てをする。だから、取り立ての回収率は極めて悪いと私は思っています。そんなに簡単にはいきません。ただ、資金繰りがついたら納めるといふふうになっていますので、翌年まで滞納を続ける人の数は多くありません。そしてまた、新しく滞納が始まるということになります。大変です。

(質問) 輸出企業が消費税増税をしたがるのはよくわかりますが、消費税を増税すると内需が冷え込み国内での売上げが落ち込むのは目に見えてわかると思います。なぜ、輸出企業の経営者はこうしたことがわからないのでしょうか。経済音痴の馬鹿なのでしょう。それとも、輸出企業ははなから国内需要を見捨てているのでしょうか。ご見解を。

(回答) 輸出企業の人たちは、内需が冷え込んでいることがわかりますよね。例えば、輸出企業であったシャープ、パナソニック、東芝、みんな輸出企業ですが、内需が冷えたおかげで、これら企業はひどい状態になっているのです。気がつかなくちゃダメですよ。トヨタなどは輸出が好調で還付金が多い。景気がいいのだと言いますが、輸出重点の経済は必ず破綻がきます。国内需要が大事です。

自分のところでつくっている車や冷蔵庫が売れなくなったらどうするのですか。皆さんの家でもそうでしょう。冷蔵庫がこわれる、電気洗濯機がこわれる、クーラーが壊れる、みんな一緒にこわれるのですね。(笑い)買い換えをしたいのです。だけど、買えない。なんとかしなきゃと思っているけどなかなか買えない。だから、シャープの売上が下がるわけです。このことに気が付かなくちゃ駄目ですよ。経団連にもうちよつとしっかりしてもらわないと日本の景気はホントに良くならないと、私は思います。

(質問) マレーシアの成功例を地元でも話したい。大企業などから反発攻撃がなかったのですか。

(回答) マレーシアの大企業のことですか。大企業の反発攻撃は選挙で吹っ飛んで行っちゃったんですよ。マレーシアも輸出大国です。結構、車とか鉱山のものとか輸出してます。しかし、選挙で野党が掲げた消費税廃止が通っちゃった訳ですから、もうどうしようもないです。反対している人もいます。輸出還付金のおかげでもうかった企業もあるでしょうが、これらの企業も廃止ということで我慢せざるを得ないということになりました。

次の選挙で、ナジブが勝てばまた復活するかもしれませんが、まあ、そう簡単にはいかないと、私は思います。政治の世界は一寸先は闇ですから、何が起こるかわかりませんが、

やはり、正論は勝つと、私は思います。

(質問) 企業の内部留保が史上最高、日本は 60 兆円にも昇っています。これに 2%の課税をすれば、1 兆 2000 億円になります。これはどうでしょうか。

(回答) 内部留保課税は大事です。一回だけの課税というのはまずいですね。ずっと課税し続けなければなりません。ところが、この内部留保の課税に現金ですぐお金になる内部留保と、そうではない計算上の内部留保もあるわけです。それと、内部留保の定義もちょっと難しいんですね。ですから、やはり能力に応じて超過累進税率で法人税を取ることによって、これ以上、内部留保を増やさないとということが大事だろうと、私は思います。法人税に累進税率を適用することによって、事実上、内部留保に課税するのと同じことになります。

(質問) 消費税が悪税だというのは大賛成です。しかし、消費税は誰が負担しているのか。先生は、課税事業者、企業の負担で消費者が負担していないとお話していましたが、私は、逆に消費者が負担していて、企業は負担していないと（思います）。消費税を税務署に納付するときの計算方式で、企業の負担はゼロと言えますが、いかがでしょう。

(回答) 消費者の方だと思いますが、**これなのです！**私の考えとまったく逆なんです。消費者の気持ちとしてはよくわかりますが、法律的にも判決でも違うのです。これはただの錯覚でありまして。仮に、消費税が、売上税という名前だったとします。中曾根・売上税、売上税でヨーロッパのように全部内税だったらたらどうでしょう。消費税だから消費者が負担していると思うのではないですか？売上税も消費税も同じ税金なんですね。

税金の名前と外税にごまかされてはいけません。消費者は外税で払ったときに企業にその分を預けたように錯覚をしていますけれど、何度も言いますが、あれは物価の一部で税金ではないのです。その金額がそのまま税務署に行かないのは、仕入税額控除方式でご説明しましたのでお分かりになるとと思いますが、**消費者が負担していると錯覚させているのは、**

この税金をどうしても間接税にしておきたいという輩の陰謀です！！

どうしても間接税にしておかなければならないというのは、お話ししましたように輸出還付金制度、これは、間接税でないとは還付することができない。**だから、**

間接税にしなければならぬという企て、陰謀に乗っかってはいけぬと私は思います。

【聴衆および視聴者の感想の一部】

目からウロコ。消費税のからくりと悪税ぶりに唾然。初めてこんな驚きの話を聞き大変ショック。分かりやすく説得力のあるお話にまた感動。消費税の悪徳な仕組みに信じられない思い。消費税を誤解し錯覚していた。これまで国税庁・税務署とマスコミや似非専門家にだまされていた気分。輸出還付金制度の秘密を知って、ふつふつと怒りがこみあげてきた。消費税の仕組みと私たちの給料がなかなか上がらないこととの関連が、湖東先生の話でやっとわかった。派遣や非正規の労働者は、自分たちの存在が、消費税法の仕入税額控除方式と密接な関連があることに、誰ひとり気づいていないのではないだろうか。アメリカのノーベル経済学賞受賞者、クルーグマン教授やスティグリッツ教授の凄みを感じた。財務官僚の悪賢さと二枚舌に驚嘆。消費税は途方もなく謀略的で、悪魔的な税制だ。

【付録】『消費税法の研究』湖東京至著（信山社）1999年12月「上梓にあたって」より

消費税が廃止になった夢をみた。その日の新聞各紙は一面トップに、大きな活字が踊っている。「ついに国民の願い成就」、「笑顔の商店街」、「不公平税制よさようなら」、「生活破綻の消費税廃止さる」、「さあ買い物に」、「二度と採用してはならない大型間接税」……。これでようやく国内消費が戻ってくると米国をはじめ諸外国からも大歓迎される。税務の第一線にいる税務職員や税理士、企業の経理担当者らも消費税計算実務から解放されてほっとしている。中小事業者は消費税を自己負担することもなくなり、すがすがしく商売に全力投球できる。スーパーやデパートでも一円玉、五円玉の繁雑さ、値付けの苦勞から解放され、かつてのように安心して商売ができる。町々により活気が戻ってきた。いったい政府が消費税を廃止せざるを得なくなった本当の理由は何なのだろう。消費税率の引き上げが景気後退の真犯人であるとはいうものの、消費税は将来の財政を賄うための大事な税制であったはずではないか。もちろん米国のエコノミストをはじめ、広く国民・消費者や野党の間に根強い反対論があったことも確かである。

しかし政府が消費税を廃止せざるを得なくなった本当の理由は、消費税の滞納額があまりに大きく、この税制を続けることが不可能になったというのが本当のところらしい。一説によると消費税を滞納している事業者は90%以上にのぼり滞納額は10兆円にもなるという。税務署は「私らさあ、ちゃんと消費税を払っているのに、税務署に納めない人がいるなんて、ぜったい許せないじゃん」と有名女優を使ったポスターを貼って滞納一掃をしようと必死だ。ところが、年間予算に計上した消費税収入の90%が滞納になっていると言う。つまり事業者は消費者に消費税を転嫁できず、税務署に納付できないのだ。政府もこのような欠陥税制にはお手上げでついに廃止に踏み切ったというわけだ。……

目が醒めた。消費税は廃止されていない。それどころか、さらに税率を引き上げようという動きがあるではないか。